

令和 8 年度建設廃棄物分別推進電子チラシ作成業務委託
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 業務名

令和 8 年度建設廃棄物分別推進電子チラシ作成業務委託

2 目的

産業廃棄物最終処分量のうち、建設工事に伴って発生する廃棄物（建設廃棄物）が約 2/3 を占めており、建設廃棄物の更なる選別・再資源化が課題となっている。そこで建設廃棄物の適正な分別・排出・処理を推進するためのチラシを作成し、建設廃棄物の選別・再資源化を推進することを目的とする。

3 業務委託の内容

別紙 1 「令和 8 年度建設廃棄物分別推進電子チラシ作成業務委託仕様書」のとおり

4 業務委託先の選定方法及び契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、企画提案競技による随意契約とする。

5 限度額

253,000 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。（10%））

6 参加資格等

参加資格は次の全ての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有する法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 大分県税を滞納していないこと。
- (4) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（1）～（7）を満たしていること。
- (9) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。

7 参加申込受付

企画提案競技への参加を希望する者は、下記（１）提出書類を期限までに提出すること。（電子メールで申込む場合、送信後は必ず電話で循環社会推進課担当（下記（５））宛てに着信確認すること。）

（１）提出書類

○参加申込書（様式１）

○企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式２）

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

○営業概要書、貸借対照表、損益計算書

○取扱商品等調書

○国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明

○大分県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明（大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要）

○登記簿謄本

○定款（写し）

（２）提出期限

令和８年１０月１６日（金）午後５時必着

（３）提出部数

１部

（４）提出方法

持参（平日の午前９時～午後５時まで）、電子メール又は郵送（書留郵便）による

（５）提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町３丁目１番１号 別館５階

大分県生活環境部循環社会推進課 計画・調整班

電話：097-506-3127

E-mail：a13410@pref.oita.lg.jp

担当：永樂

（６）その他

- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届〔任意様式〕を提出すること。
- ・参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

8 企画提案に係る提出書類等

（１）提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

書 類	内 容	提出部数
1 デザイン案 （任意様式）	本事業の目的を踏まえたチラシデザイン案を提案すること。 <u>提出にあたっては、（２）企画提案書提出にかかる留意</u>	5 部

	<u>事項を確認すること。</u>	
2 提案者概要書 (様式3)	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。	5部
3 業務工程表 (任意様式)	業務を実施するスケジュールを記載すること。	5部
4 協力企業一覧表 (任意様式)	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。 ※複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、代表者を定めて参加すること。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。	5部
5 業務実施体制表 (任意様式)	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	5部
6 見積書 (任意様式)	企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。 ※本業務委託は、契約時点の見積書等において、労務単価、契約数量・工数並びに契約期間（以下「労務費等」という。）を明示することで、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用することが可能な契約である。 適用を希望する場合は、労務費等を明示した見積書等を提出すること。	1部原本 4部写し
7 誓約書 (様式4)		1部原本

(2) 企画提案書提出にかかる留意事項

- ・ A4サイズ。長辺綴じ。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ファイル等による綴込みは行わないこと。またステイプルは使用せず、クリップ等でとめること。

(3) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時必着

(4) 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便）による

(5) 提出先

7（5）と同様

9 審査について

(1) 審査方法

企画提案関係書類による審査とし、審査基準に基づき、最優秀提案1件を選定

する。なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県循環社会推進課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり。

(3) 審査結果

審査結果については、速やかに企画提案者に文書で通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

(4) 契約候補者

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、合計得点が5割に達しない場合は委託業者として選定しない。

提案者が1者のみの場合は、審査合計点が審査基準で定めた基準点に達している場合に契約候補者とする。

10 質疑応答

企画提案書の作成にあたり、質問票（様式5）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】令和8年度「建設廃棄物分別推進電子チラシ作成業務委託」と記載すること。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールで「13 問合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和8年10月13日（火）午後5時まで
- (3) 質問票様式 質問票（様式5）のとおり
- (4) 回答方法 令和8年10月14日（水）までに、県ホームページに掲載するとともに、参加申込者全てに対し電子メールで送付します。
- (5) その他
 - ・質問者の名称、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。
 - ・受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。
 - ・提案書の審査に係る質問には回答しない。

11 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 公告（企画提案募集開始） 令和8年10月 5日（月）
- (2) 質問受付期限 令和8年10月13日（火）
- (3) 参加申込期限 令和8年10月16日（金）
- (4) 企画関係書類提出期限 令和8年10月21日（水）
- (5) 審査結果の通知 令和8年10月26日（月）（予定）

12 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費で原則として領収証等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。
- (9) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

1 3 問合わせ先

大分県生活環境部 循環社会推進課 計画・調整班

電 話：097-506-3127

F A X：097-506-1748

E-mail：a13410@pref.oita.lg.jp